

## 第12章 税制

マレーシアの税には、直接税として法人所得税、個人所得税、石油所得税、不動産譲渡益税があり、間接税として売上税、サービス税、輸出入税、物品税、印紙税などがある。すべて国税で、地方税はない。

### 1. 法人所得税

法人所得税は、1967年所得税法（Income Tax Act：1967）に基づいて課税されている。

課税対象期間は、通常、1～12月の1年間である。マレーシアでは企業が決算日を自由に決めことができ、1～12月としている企業が一般的である。12月末以外を期末日とする企業は、事業年度が課税対象期間となる。

但し、税制の適用時期で用いられる賦課年度（Year of Assessment：Y/A）は、企業の事業年度と必ずしも一致しないので留意が必要となる。期末日の属する年が賦課年度の基準である賦課期日となる。そのため、例えば2014年3月末を決算期末とする企業は、2014年賦課年度の税率が2013年4月より開始する事業年度から適用される。

#### (1) 法人所得税の対象者

所得税法において、法人は「マレーシアまたは他国の法律に基づいて設立された法人や法人格のある社団」と定義されている。企業は、管理統制がマレーシアで行われている場合、居住・非居住に関係なく、税務上のマレーシア居住法人となる。年間最低1回以上の取締役会がマレーシアで開催され、取締役がマレーシア国内で実質的な業務を行っている場合、居住者とみなされる。

一方、非居住法人とは、居住法人以外の法人だが、居住・非居住の判断は、各賦課年度における状況によって決められる。

#### (2) 法人所得税の課税対象所得

法人所得税はマレーシア国内を源泉とする所得が課税対象となっており、事業所得、投資所得、資産所得、その他に所得の性質を持つ利益などがある。なお、不動産を除き、キャピタルゲインは課税対象とならない。不動産については、不動産譲渡益税が課される。但し、キャピタルゲインが所得の性質を持つ場合や、取引の性質上、投機とみなされる所得は、課税対象となる場合がある。国外を源泉とした所得は、銀行業、保険業、航空・海運業を営む企業を除き非課税となっている（銀行業、保険業、航空・海運業を営む企業は、全世界所得が課税対象となる）。

図表 12-1 法人所得税の課税対象所得(例)

1	期間に関係なく、事業から生じる利益
2	利子、割引料
3	賃貸料、ロイヤルティ、プレミアム
4	その他の利益

(出所) 1967 年所得税法等より作成

### (3) 法人所得税率

法人所得税の標準税率は 25% である。1998 賦課年度以降、法人所得税は 28% であったが、2007 賦課年度に 27%、2008 賦課年度には 26%、2009 賦課年度以降は 25% となっている。

但し、払込資本が 250 万リンギ以下の中小企業については、課税所得のうち 50 万リンギまでは税率 20%、50 万リンギを超える部分には標準税率の 25% が課される。

また、石油開発事業を行う企業は、法人税率が 38% と定められている。ペトロナス社やマレーシア・タイ監督官庁と石油協定を締結し、石油開発事業を行う法人に対して適用される。

その他、投資優遇措置を受ける企業は、行う事業や事業形態、地域により一定期間、法人税等が減免される（詳細は第 9 章参照）。

税務上の非居住法人は、所得の種類によって免税～25% と異なる。

2013 年 10 月に公表された 2014 年度予算案によれば、物品・サービス税（Goods and Services Tax : GST）を導入するために、2016 年以降の法人税率見直し案が提示されている。標準税率は 25% から 24% に、中小企業は 20% から 19% に、それぞれ 1 ポイントずつ引き下げられる見通しである。

図表 12-2 法人所得税率

標準税率	25%	事業内容や地域により、法人税減免の優遇措置がある
中小企業	20%	払込資本が250万リンギ以下の中小企業の場合、課税所得のうち最初の50万リンギは20%、残りの部分には標準の25%が課される
	25%	
石油所得税	38%	ペトロナス社、マレーシア・タイ監督官庁と石油協定を締結し、石油開発事業を行う法人（個人も含まれる）に対して課税される

(出所) MIDA より作成

### (4) 自己申告納税制度

法人所得税については、2001 賦課年度より企業の自己申告納税制度（Self Assessment System : SAS）が導入されている。自己申告納税制度の導入により、定期的な税務調査が行われるようになった。マレーシア内国歳入庁（Inland Revenue Board : IRB）が随時税務監査を行い、納税者の法律への遵守を監視している。

企業は、当該事業年度の見積税額を事業年度開始の30日前までに内国歳入庁に申告する。その上で、事業年度の2ヵ月目より毎月10日までに、課税年度の見積税額を12ヵ月で按分した金額を月次納付する。見積税額の修正は、事業年度の6ヵ月目と9ヵ月目に内国歳入庁へ申請することが認められている。また、見積税額は、前年度の見積税額または修正見積税額の85%を下回ってはならない。

納付額（見積税額）が確定税額を30%超下回った場合は、超過分に対して10%のペナルティーが課される。一方、納付額が確定税額を上回った場合は、その過払い金について、翌年度の分割納付分と相殺するか、還付される。確定申告は、事業年度終了日から7ヵ月以内に内国歳入庁に法人税申告書（Form C）を提出する。税務調査の際に必要なため、課税所得金額及び納付税額の計算明細書（Tax Computation）及び監査証明付きの決算書は企業内で保管しておく。確定税額と月次納付累計額との差額納付も7ヵ月以内に行う必要がある。期限までに納付しない場合、10%のペナルティーが課される。

資本金が250万リンギ以下の新設の中小企業については、営業開始日が属する賦課年度から2賦課年度について、見積税額の提出と月次納付が免除される。

2014年1月より、不正申告をした場合の内国歳入庁による税務調査対象期間が従来の6年から5年以内に短縮される予定となっている。

#### (5) グループ・リリーフ（連結納税制度）

2006 賦課年度より、マレーシアで設立されたグループ企業間で、グループ・リリーフを適用することができる。同制度では、当該賦課年度の未処分損失のうち、70%を限度として同じグループ内の企業の所得金額と相殺することができる。適用を受けるためには、両社とも、払込資本金額が250万リンギ超、会計期間が同じ、直接・間接の持ち株比率が70%以上、両社の関係は前年度から継続、が条件となる。なお、パイオニア・ステータスや投資税額控除（詳細は第9章参照）などの優遇を受けている企業や、特定の規定による優遇を受けている企業などは対象外となる。

#### (6) 配当課税制度

配当に対する課税は、2008 賦課年度より株主に分配される時点での課税は行われていない。マレーシアでは企業の利益配当に関して一段階方式（シングルティア方式）が採用されている。企業の課税所得に対する課税が最終税となるため、株主に分配される配当金は免税となる。企業は、株主に分配する配当について、税金の源泉控除は不要となった。2013年12月31日までは従来の法人税株主帰属方式（インピュテーション課税方式）からの移行期間の際の経過措置が6年間適用されていたが、2014年1月1日からは一段階方式に一本化された。なお法人税株主帰属方式とは、配当所得に対する支払段階の税と受け取り段階の税の二重課税を調整する方法のひとつである。企業で課税された利益が株主に配当される際は、新たに源泉税が課されることはなくなった。

## 2. 法人に対する源泉税

税務上の非居住法人が国内でサービスを提供して得た所得は、マレーシア国内源泉所得とみなされる。マレーシア国内にある企業からサービスへの対価が支払われる際、源泉して徴収される。技術料、工場・機械設置の据付手数料、サービスの対価など、特定の所得が対象となっている。税率は、10%が適用される。

利子、ロイヤルティについても、源泉税の課税対象となっている。利子は税率 15%、ロイヤルティは 10%が課される。但し、日本・マレーシア二重課税防止条約 (JMDTA) により、利子、ロイヤルティとも 10%と規定されている。

## 3. 個人所得税

### (1) 個人所得税の対象者

個人は、マレーシアへの滞在期間によって税務上の居住者・非居住者に分けられ、適用される個人所得税率が異なる。所得税法において定められている 4 つの状況の内、いずれかひとつに当てはまる場合は、税務上の居住者とみなされる (図表 12-3)。なお、滞在日数は就労日数ではない。

但し、経営統括会社 (OHQ) や地域事務所、国際調達センター (IPC)、地域物流センター (RDC) における外国人駐在員は、国外への出張が多いことを考慮して、所得全額ではなく国内滞在日数に相当する部分に対してのみ課税される。

図表 12-3 税務上の居住者と判定される要件

1	暦年で182日以上マレーシアに滞在している場合
2	1暦年中でマレーシアに滞在している日数は182日未満であるが、その期間が連続して182日以上マレーシアに滞在していた前年か翌年と繋がっている場合
3	1暦年中の滞在日数が90日以上であり、直前の4暦年度のうち3暦年度において90日以上滞在していたか、居住者であった場合
4	直前の3暦年度および直後の暦年度に居住者である場合

(出所) MIDA、KPMG 資料等より作成

### (2) 個人所得税の課税対象所得

個人所得税は、マレーシア国内の源泉所得について課税される。給与所得や臨時収入、現物支給額などが対象となる。国外の源泉所得は、マレーシアに送金され、且つ居住者が受領する場合のみ課税対象となる。個人所得税の課税対象期間は、暦年である。

非居住者は、マレーシア国内源泉所得のみが課税対象となる。非居住者である個人には源泉税が課され、受取利息には 15%が課税される。

個人所得税では、自己申告納税制度が 2004 賦課年度より導入されている。申告書の提出

及び納税は、翌年 4 月末までに行う必要がある。

### (3) 個人所得税の対象外となる所得

雇用契約に関連した一部の項目は給与所得とならず、免税・非課税となる。課税対象となる所得には、任意退職金制度や退職年金制度に基づく退職金がある。それ以外の退職金や、会社都合の解雇手当、死亡・障害見舞金、生命保険金、医療費の会社負担額などは免税もしくは非課税となる。従業員退職積立基金（EPF）や承認された特定の退職金の引き出し額については、非課税となっている。また、個人が金融機関から受け取る利子は免税となっている。

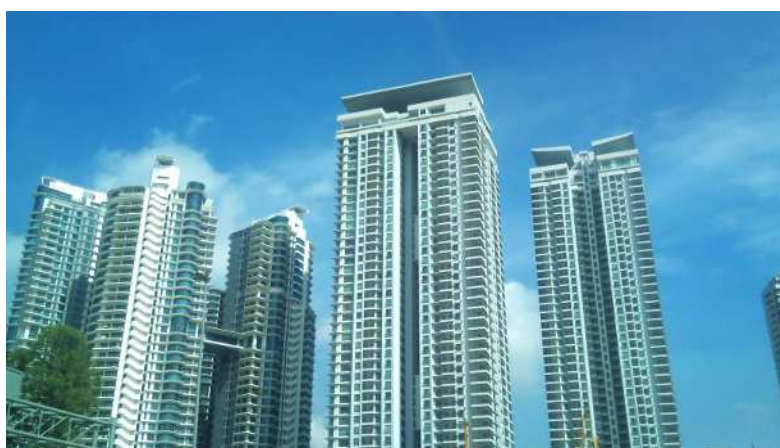
### (4) 課税対象所得及び個人所得税算定上の控除項目

個人所得税の控除項目には、所得控除と税額控除がある。所得控除では、基礎控除 9,000 リンギ、配偶者控除 3,000 リンギ、その他に、扶養控除、教育や医療費、保険に関する控除などがある（図表 12-4）。

### (5) 個人所得税率

個人所得税は、税務上の居住者に対しては各種所得控除後の課税対象所得に対して 0% から 26% の累進課税方式が適用されている。税務上の非居住者に対しては、所得控除や税額控除は適用されず、一律 26% が課される。但し、暦年もしくは年未年始をはさむ 2 暦年で就労日数が 60 日以内である税務上の非居住者について、給与所得は免税となる。

なお 2014 年予算案によると、様々な所得帯において、個人所得税率がそれぞれ 1% から 3% 引き下げられ、最高税率も 26% から 25% に引き下げられる見通しである。



日本人が集まるモントキアラの高層マンション

図表 12-4 所得控除の項目

	控除額 (リング)
基礎控除	9,000
配偶者控除	3,000
扶養控除	
18歳の未婚、18歳以上の未婚で就学している子供	1,000
18歳以上の子供	4,000
政府認可のプログラムや高等教育機関で、国内でディプロマ以上、国外で学士以上に就学している場合	6,000
国外の所定の高等教育機関に就学している場合	5,000
障害者（精神障害を含む）の子供	5,000
生命保険料控除、被用者退職積立基金（EPF）控除	*6,000
教育・医療保険控除	*3,000
医療費控除	
両親に対するもの	*5,000
重病の医療費（本人、配偶者、子供。上限500リングの健康診断費を含む）	*5,000
身体障害者控除	
本人	6,000
配偶者	3,500
子供	5,000
身体障害者補助器具購入費	*5,000
書籍購入費控除	*1,000
パソコン購入費控除	*3,000
技術職業訓練教育費控除	*5,000

（注）\*は上限金額

（出所）MIDA 資料等より作成

図表 12-5 税務上の居住者に適用される個人所得税の税率 (2013 課税年度)

課税所得	税率 (%)	税額 (リング)	累積税額 (リング)
0 ~ 5,000	0	0	0
5,001 ~ 20,000	2	300	300
20,001 ~ 35,000	6	900	1,200
35,001 ~ 50,000	11	1,650	2,850
50,001 ~ 70,000	19	3,800	6,650
70,001 ~ 100,000	24	7,200	13,850
100,001 ~ 150,000	26		

（出所）内国歳入庁ウェブサイト等より作成

#### 4. 売上税

売上税は消費に対する税で、製造業者または輸入業者に課される税金である。国内で製

造した製品を出荷する際や、国外で製造された製品を輸入する際に一度のみ課税される（一段階の従価税）。国内で課税対象品を製造する製造業者や海外から輸入する輸入業者は、顧客に代わって納税し、その税額を納税者が顧客に賦課、徴収する義務を負う。

標準税率は10%で、食料品や嗜好品などは5%となっている（図表12-6）。輸出品や特定必需食料品、医療・教育設備、写真機類・フィルム、などの特定品目は免税となる。また、一段階課税を徹底するため、課税対象物品の原材料や包装材料を取得する際の売上税は、免税となる。

1972年売上税法に基づき、課税物品の製造業者は、ライセンス取得が必要である。但し、前年度の売上高が10万リンギ以下で、当該年度の売上高も10万リンギ以下と見込まれる製造業者や、一部の特定製造業を行う事業者、保税工場（Licensed Manufacturing Warehouse：LMW）は、ライセンスの取得が免除される。その場合、ライセンス取得が不要である旨につき証明を受ける必要がある。

売上税の課税期間は2ヵ月で、課税期間終了から28日以内に納税しなくてはならない。石油製品については課税期間が1ヵ月で、課税期間終了後10日以内に支払う必要がある。輸入製品については、輸入通関時に売上税が課される。

図表 12-6 売上税率

品目	税率
果物、食料品、木材、建設資材	5%
たばこ	
酒類、アルコール飲料	
上記、下記以外の物品	10%
課税対象物品の原材料や製造にかかる機械、特定の非課税製品への投入資材	免税
特定必需食料品、基本的建築資材、特定の産業用機械、教育用品、写真機類・フィルム、一部の天然資源・関連製品、輸送機器（ヘリコプター、飛行機、船舶）など	
特定の石油製品やエンジンオイル	個別の特定税率

（出所）トーマツ「アジア諸国の税法」等より作成

## 5. サービス税

マレーシアでは、国内での特定サービスの提供に対してサービス税が課される。税率は一律、従価税による6%。1975年サービス税法により、課税対象者・サービスリストが定められている。同法では、ホテル、レストラン、バー、ゴルフコース・関連サービス、私立病院、通信会社、保険会社、運送会社、駐車場管理会社、自動車修理会社、派遣会社、弁護士、公認会計士、コンサルタント、エンジニア、建築士、広告代理店、不動産業者などによって提供されるサービスが課税対象となっている。

年間売上高がサービスごとの規定金額を超えない企業は、非課税業者となる。また、企

業が同一グループ内の企業に提供するプロフェッショナルサービスや、マレーシア国内から海外へ向けた国際クーリエサービスは免税となる。また、ランカウイ、ラブアン、自由地域など特定の免税地域に指定されている地域は、対象外となる。

課税対象サービスの提供者は、ライセンスを取得する必要がある。また、納税義務はサービス提供者にあり、2 ヶ月の課税期間に徴収したサービス税を課税期間終了後 28 日以内に納税する。

クレジットカードやチャージカードの発行等にもサービス税が課される。本人名義のカードは年間 50 リンギ、家族カードは年間 25 リンギを、カードの発行日、更新日または完了年に徴収される。

なお、2013 年 10 月に公表された 2014 年度予算案によると、売上税とサービス税は、2015 年 4 月 1 日以降、物品・サービス税（GST）に統一され、税率は 6%となる見通しである。

## 6. 輸出入税

課税対象品目をマレーシアに輸入する場合、輸入税が課される。特定の品目に関しては、固有の算定方式が定められているが、その他の品目は従価方式で、税率は関税分類コードにより品目ごとに 0~60%となっている。原材料や機械、必需食料品や薬剤品は、免税もしくは低税率が適用される。輸入品目の評価額は、世界貿易機構（WTO）の評価基準によって決められる。工業化を促進するため、輸出向け製品の製造に使用される原材料、部品や、国内では調達ができない機械や設備のうち製造に直接使用されるものは免税となっている。免税を受けるには、関連当局への免税申請が必要となる。

自由地域は税関の支配権が及ばないため、その地域での物品・サービスは、輸入税、物品税、売上税、サービス税を支払わずに持込が可能となる。また保税工場（LMW）では、製造過程の原材料・部品・機械は輸出目的で使用されているため、輸入関税と売上税が免除となる。

輸出税は、パーム油や原油などマレーシアの主要産品に課される。税率は 0~20%で、原価に一定のマージンを加えたコスト・プラス方式に基づき、一定価格を超える場合にのみ課税される。原油については、一律 10%の税率が課されている。

マレーシア政府は、2005 年 12 月 13 日に日本政府と日本マレーシア経済連携協定（JMEPA）に調印しており、2015 年までに実質的にすべての農産物と工業製品の関税が削減・撤廃される予定となっている。その他にも、貿易の自由化に伴って多岐にわたる原材料、部品、機械に対する輸入税が廃止・減免されている。

## 7. 物品税

マレーシアで製造された特定の製品には、物品税が課される。たばこ、酒類、自動車、



二輪車、ランプ、マージャン牌などが課税対象となっている。税率は、品目によって異なり、アルコール飲料はアルコール度数による特定の税率と価格に応じた税率とを複合させて課税される。自動車は、エンジン排気量により 60～105%となっている。課税対象品目の製造・貯蔵を行うには、ライセンスを取得する必要がある。

物品税は、対象品目が工場から出荷された際に支払う。自動車に関しては、車両が道路交通局に登録された時点で支払う。なお、輸出品に対しては、物品税は課税されない。

## 8. 印紙税

印紙税は、特定の証書や文書を作成する際に課せられ、税率は証書・文書の種類や取引価格によって異なる。対象となるのは、資産の譲渡、契約書・覚書、株式譲渡証書などである。

マレーシア国内で作成された文書に関しては、契約発効日より 30 日以内に支払う必要がある。国外で作成された文書に関しては、マレーシアで初めて受け取った日から 30 日以内に支払う。期限までに納税できなかった場合は、遅延期間によってペナルティーが課される。

一部、印紙税が減免される項目がある。企業の再構築や合併の一環として、一定の条件を満たす場合の株式・事業の譲渡や、既存の借入金の元本残高を限度とした借入金の借り換えなどは免税となる。また、夫婦・親子間での生前の資産譲渡における文書や、通常のローンをイスラムローンに変更する際の文書は、軽減措置がとられる。



左：プロトンのパーツ工場 右：ホンダのディーラー

図表 12-7 印紙税率

資産の譲渡	評価額（リンギ）		税率
		0 ~ 100,000	1%
	100,001 ~ 500,000	2%	
	500,001 ~	3%	
一般契約文書・覚書	一律10リンギ		
株式譲渡証書	評価額の0.3%		
	評価方法は下記の4つで、最大の金額が評価額となる		
	・ 純資産法		
	・ 売却価額		
	・ 額面金額		
	・ 株価収益率法による評価額		
サービス契約	サービス契約（一段階）		0.1%
	多段階のサービス契約		
	政府が関与しない契約	第1段階	0.1%
		第2段階目以降	上限50リンギ
	政府との契約	第1段階	免税
		第2段階	0.1%
第3段階目以降		上限50リンギ	
借入契約	教育ローン	一律10リンギ	
	教育ローン以外	0.5%	

（出所）JETRO、KPMG 資料等より作成

## 9. 不動産譲渡益税

資産の売却によるキャピタルゲインに関しては所得税の対象となっていないが、不動産や不動産保有企業の株式を売却する際には、不動産譲渡益税（Real Property Gain Tax：RPGT）が課せられる。不動産保有企業とは、有形固定資産の75%以上の価額を主要資産として保有する企業のことである。不動産譲渡益税は2007年に免除となったが、土地投機の抑制を目的として2010年に再導入された。

税率は、不動産の保有期間に応じて0～15%となっている。不動産の取得から5年以上経過しての売却であれば免税、2年超5年以内は10%、2年以内であれば15%となっている。

但し、個人が住居用不動産を売却（処分）する場合は、生涯で1回のみ免税となる。また、1万リンギが譲渡益の10%のいずれか大きい額を譲渡益より控除することが可能となっている。親子、夫婦、祖父母から孫の間で贈与する際にかかる譲渡益も免税となる。

2014年度予算案によれば、不動産の取得後3年以内の売却にかかるRPGT税率は30%に引き上げられる見通しである。また、4年、5年で売却した場合も、それぞれ20%と15%に引き上げられる。6年以上経過してからの売却は、マレーシア国民の個人については免税、

法人については 5%での課税となる。外国人の場合は、取得後 5 年以内の売却は 30%、6 年目以降は 5%での課税となる。

## 10．二国間租税条約

マレーシアは 2013 年 9 月時点で 76 カ国と二重課税を回避するために租税条約を締結している。日本とは 2010 年に日本・マレーシア二重課税防止条約（JMDTA）を締結・発効している。JMDTA では、利子やロイヤルティの税率は、10%と規定されている。

## 11．移転価格税制

### (1) 移転価格税制の変遷

マレーシアでは、2003 年 7 月に初めて移転価格ガイドラインが公表された。所得税法第 140 条において一般的な租税回避行為を禁止し、同条に基づいて移転価格にかかる課税額の調整が行われていた。2009 年 1 月に独立企業間価格に関する特別条項である所得税法 140A 条が施行され、同時に、移転価格調査を行う多国籍企業税務部が内国歳入庁に設置された。2012 年 5 月には Income Tax (Transfer Pricing) Rules が公表され、同規則は 2009 年 1 月 1 日より遡って適用されることとなった。移転価格同時文書化、独立企業間価格の基本三法（算定方法）、独立企業間価格決定にあたっての各年度の比較、内国歳入庁長官による取引の再評価などについて定められている。

2012 年 7 月には新しい移転価格ガイドラインが公表され、移転価格に関連した手続等が具体化された。同ガイドラインは OECD ガイドラインに準拠している。独立企業間価格の定義、関連者の定義、比較可能性の検討要素、独立企業間価格算定方法、グループ内役務提供取引の取扱、文書化などが規定されている。総売上高が 2,500 万リンギ以上で、関連者間取引の合計金額が 1,500 万リンギ以上の企業、もしくは、金銭貸借取引が 5,000 万リンギ以上の企業が対象となる。新しく関連者取引を行う場合や関連者間取引に大きな変更がある場合には、取引実施と同時期に移転価格文書を用意する必要がある（移転価格同時文書化）。同文書に含まれる項目は下記の通りである。組織図、財務レポート、事業・産業・市場の状況、関連者間取引の内容、価格設定に影響を与える戦略や前提条件、比較可能性・機能・リスク分析、選択・適用した移転価格の算定方法、

移転価格の分析の基礎資料や参考資料、その他関連情報など。移転価格文書は税務申告期限までに作成・更新する必要がある（その際、提出する義務はない）また、内国歳入庁から要求された場合は、30 日以内に提出しなくてはならない。移転価格分析（ベンチマーキング分析）を行う際は、各年度の比較が要求される。比較可能企業の選定は地場企業を対象とすることが望まれる旨がガイドラインには示されており、国外の企業は比較対象として認められない可能性がある。

ガイドラインの条件に満たない小規模企業は、負荷を軽減する措置として、組織図や関連者取引の内容、関連する移転価格方針から構成される簡便な移転価格文書の作成が認められる。しかし小規模企業は、ガイドラインに完全に準拠することも推奨されている。

## (2) 事前確認制度

2012年5月にIncomeTax (Advance Pricing Agreement) Rules 2012、同年7月には事前確認制度 (Advance Pricing Agreement : APA) ガイドラインが公表され、事前確認制度の申請に関する手続きなどが規定された。事前確認制度により、対象取引の移転価格が独立企業間価格に基づいて適切に設定されていることを内国歳入庁と事前に合意することが可能となる。但し、申請前に事前確認制度の手続きを進めるか否かについて事前相談をする必要があり、申請は対象期間の12ヵ月前までに書面にて提出しなくてはならない。

## (3) 移転価格課税

移転価格調査が行われた際は、過去5年分の移転価格文書が要請される(2013年12月31日までは6年分)。取引実施と同時期に移転価格文書を作成できていない場合、追徴税額の35%のペナルティー、作成していたが内容が不十分であった場合は、追徴税額の25%のペナルティーが課される。

なお、継続的に損失を計上している企業や、利益率が低い企業、利益率の変動が激しい企業、国外関連者間取引の大きい企業は調査の対象となりやすい。また、グループ内サービスの提供は、税務当局から重点的に調査される領域となっている。

## 12. 会計及び監査制度

### (1) 会計制度

マレーシアの会計基準には、Malaysian Financial Reporting Standards (MFRS) と Private Entity Reporting Standards (PERS) の2つがある。MFRSは国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) と同じ基準であり、マレーシアでは2012年1月より従来の Financial Reporting Standards (FRS) に代わって導入されている。PERSは国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS、IFRSのベースであり、現在のIFRSの一部となっているもの) がベースとなっており、2006年より導入されている。

MFRSとPERSの主要な違いの例には、PERSには特別損益区分があるがMFRSにはない、棚卸資産について、PERSでは後入先出法が認められるがMFRSでは認められないなどがある。

上場会社や金融機関などはMFRSの適用が義務付けられている。それ以外の企業はPERSの選択が可能となっている。上場企業は、決算日から4ヵ月以内に同取引所への監

査済財務諸表、四半期決算日から 2 ヶ月以内の四半期報告書（監査不要）の提出が義務付けられている。

財務諸表はマレー語または英語での表記が可能で、表示通貨はマレーシアリングと定められている。

## (2) 監査

マレーシアの全ての株式会社と外国法人の支店は、会計監査人の監査を受けなくてはならないと会社法（Companies Act 1965）で定められている。また、年次株主総会で承認を受けた年次報告書をマレーシア会社登記所（CCM）に届け出ることが義務付けられている。株主総会は、事業年度末から原則 6 ヶ月以内で開催し、損益計算書、貸借対照表、会計監査人の監査報告書を提出する。株主総会開催から 1 ヶ月以内に、株主総会で提出した書類をマレーシア会社登記所に年次報告書として提出する。清算期間中の企業は、会計監査は免除となる。また、駐在員事務所は監査の対象外である。

会計監査人には、マレーシアにおける会計監査人として認定されている会計監査会社を任命しなくてはならない。マレーシアの監査基準は、国際監査基準と同等である。

## (3) 税務調査

マレーシアには、Tax Audit と Tax Investigation の 2 種類の税務当局による税務調査がある。定期的実施されるのが Tax Audit で、租税回避の疑いがある際などは Tax Investigation が実施される。

Tax Audit は、調査開始にあたって事前に納税者に対して通知が行われる。原則として、内国歳入庁は賦課年度末から 6 年以内に更正賦課を行うことができる（2013 年度予算案により、2014 年 1 月 1 日以降は 5 年以内に変更となる）。但し、詐欺や故意の不履行、納税者の怠慢や裁判所が決定を下した場合は除く。過少申告があった場合にはペナルティーが課される。

納税者が故意に租税回避を行おうとしている場合や、税法などで規定されている意図的租税回避行為を行ったことが明らかに証拠となって疑われる場合には、Tax Investigation が実施される。実施にあたっての事前通知はない。Tax Investigation の場合、過少申告に対するペナルティーは Tax Audit よりも高いペナルティー率となっている。

図表 12-8 過少申告の際のペナルティー

申告書提出期限後、 自己修正申告が行われるまで	ペナルティー
60日以内	10%
60日超 6ヵ月以内	15.5%
6ヵ月超 1年以内	20%
1年超 3年以内	25%
3年超	30%
自己的な申告 (Tax Audit通知受領～Tax Audit開始の間)	35%
Tax Audit中の発見	45% <sup>注</sup>
再違反	45%+再違反の度に10%加算 (最大100%)

(注) Tax Audit中に過少申告が発見された場合、税法では追徴税額の100%がペナルティーとして課されるが、実際は税務当局長官の裁量により45%で容認される場合が多く散見される  
(出所) KPMG 資料等より作成

#### ひとくちメモ (15) : GSTの導入

2013年12月時点、税制で最も注目されているのがGST(物品・サービス税)の導入である。現在の売上税とサービス税を廃止し、代わりに導入することが検討されている。しかし、GSTの導入については企業の対応不足などによる反対意見が多く、過去に延期が続いていた。当初、2007年に導入される予定だったが、2006年に当面の導入延期が発表された。その後、2009年12月に法案が国会に提出されたが、2010年10月になって再び導入延期が発表された。

2013年10月25日に発表された2014年度予算案によれば、GSTは2015年4月1日より導入される予定で、税率は6%になる見込みである。米、砂糖、調理油などの生活必需品や、住宅購入時、一般の電気料金(最初の毎時200キロワット分のみ)、水道料金、公共交通機関、政府提供の諸サービスには適用されない。

導入に伴い、低所得世帯向け支援策「1マレーシア・ピープルズ・エイド(BR1M)」の対象者に、一時支援金として300リングを支給する。年度で支払われていたBR1Mは、500リングから650リングに増額される。また、全納税者の所得税率の1~3ポイント引き下げや、個人所得税率の見直しに加え、法人所得税についても、2016年より標準24%、中小企業19%へ1ポイント引き下げられる。

一方、野党連合はGST導入に反対しており、予算案の対案を発表している。予算案対案では、GSTを導入する代わりに国防費の抑制や、金融資産売却時の利益に対するキャピタルゲイン税の導入や、不動産譲渡益税を2007年時点の水準(取得後5年以内の売却は30%、6年以上経過時は5%)に見直し、印紙税を5%に引き上げることなどを盛り込んでいる。

#### ひとくちメモ (16) : マレーシアの移転価格税制の特徴

近年の税制改正の中で、企業にとって最も影響が大きいのが移転価格税制の導入である。マレーシアでも2009年に大原則が発表され、納税者の責任において、関係会社間取引に関する価格設定は適正に行うべしとの旨が通達された。2012年5月に移転価格税制のルールができ、同年7月には500ページのガイドラインが公布された。このガイドラインでは、2009年に遡って、関係会社間取引について文書での規程が義務化された。

マレーシアの移転価格税制に係る考え方は、OECDモデルと基本的には同じである。但し、利益率のベン

チマーキングにおいて、他国とは異なり、類似会社にマレーシア国内企業のみとすることが望まれる旨がガイドラインに記されている。国外の企業は比較対象として認められないことがあるため、類似会社がないケースもあるようだ。

また、業績の変動が激しいセクターもあるため、他国では直近数年を平均したものをベンチマークとするケースが多いが、マレーシアの場合は直近1年単位（year by year）とされている。

類似会社を探すには、登記所に提出された財務報告書を参考にする。当該データは登記所のウェブサイトからもダウンロードできる。但し、1件あたり10~20リンギ（約300~600円）を要する。類似会社数に係る縛りは特にない。通常、類似会社の平均利益率に対して、上下に一定程度のレンジを設けることがあるが、マレーシアの税務当局は、「中心値から高い利益率であるべき」との考えがあるようである。